

第 31 回 総会(書面総会)

	世帯数	回収枚数	委任状	書面決議承認	書面決議否認	無効
joy ひこばえ	36	36	28	8	0	0
のびのび園	74	71	63	7	1	0
わかば園	77	67	55	12	0	0
めばえ学園	35	20	17	2	1	0
にこにこ園	17	17	16	1	0	0
ゆたか学園	58	55	51	4	0	0
個人会員	7	1	1	0	0	0

委任状&書面決議承認 265

本年度も当会会則第 9 条に基づき、事前に配布させていただいた資料をもとに書面での決議とさせていただきます。

皆さまのご理解とご協力に心より感謝を申し上げます。

なお、会員 304 名に対し、267 名よりご回答をいただき、委任状 230 名、決議書による承認 33 名、否認 2 名 以上の結果、会員の過半数の承認を得ることができましたので、当会会則第 8 条により本会が承認されました事をご報告申し上げます。

今後とも、福岡市地域療育を考える会を何卒よろしくお願い申し上げます。

【会員からのご意見についての回答】

1 預かり保育について(日中一時支援事業)

保護者が就労活動時に預かり保育の回数に制限があると、なかなか働く場が見つかりません。

→【回答】

就労保護者のための一時預かり事業が昨年度から開始されましたが、保護者の就職活動の際やレスパイト目的でも利用が可能な日中一時支援事業については、一ヶ月に利用できる回数に制限があり、また一日の定員数も限られているため、需要と供給が合っていない現状がございます。

この件につきましては、利用回数や預かり人数の上限を増やすこと、オンライン予約をできるようにすること、また日中一時支援事業の周知の徹底などを 2023 年度事務局から引き継ぎまして、2024 年度の陳情にも挙げております。

いただいたご意見につきましても、2025 年度事務局に引き継ぎ、行政にお届けいたします。

2 陳情について

陳情内容を4月以降に入園された方の意見も反映させるべきかと思います。また、陳情内容を変更させていただく可能性があります。2025年度事務局と代表者で話し合わせていただきます。

→【回答】

陳情の内容は前年度の事務局からの引き継ぎを経て、数年にわたり継続的に取り組まれてきた内容に基づいて作成されております。

また、前年度中に全会員を対象としたアンケートを実施し、その結果を踏まえて慎重に準備したうえで陳情を行っております。

そのため、4月以降に途中入園された方のご意見を当該年度の陳情内容に反映させることは、时期的・手続き的に難しい場合があることをご理解いただければ幸いです。在園者のご意見が十分に反映されない事態を防ぐためにも、慎重な対応が必要であると考えております。

また、事務局および代表者は、300世帯を超える会員の代表として活動しており、その年の活動方針(案)は総会資料にて明示され、会員の承認を受けております。そのため、会則上は可能であっても陳情内容を事務局と代表者のみで変更することは、その是非を慎重に検討していただきたいと考えております。

年度途中で陳情内容の大幅な変更が繰り返されるようなことがあれば、前年度に実施したアンケートの信頼性や、計画的な取り組みの意味が損なわれる恐れがあります。

組織として一貫性と公平性を保つことは、事務局・代表者と会員との間に信頼関係を築くうえで、極めて重要な姿勢であると認識しております。

なお、途中入園者を含むすべての会員のご意見は、年度途中でであっても行政へ共有しております。いただいたご意見は、翌年度の陳情内容に反映させたり、陳情の自由発言の場で提案していただいたり、今後の活動に活かしていただければと存じます。